

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年 11月29日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(10人)

会長	11番	田原賢二
委員	2番	細川幹生
	3番	上野安男
	4番	嶋田治仁
	5番	西原芳明
	6番	金一和美
	7番	迫田和男
	8番	近藤雅浩
	9番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(1名)

1番 佐野多希子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第25号 農地所有適格法人の要件確認結果について
第5	報告第26号 農用地移動適正化あっせん結果について
第6	報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	議案第40号 賃貸借の合意による解約について
第8	議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第42号 現況証明願について
第10	議案第43号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長 迫田 久
係長 大矢根 健一
行政専門員 五十嵐 正美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻になりましたので、ただ今から令和3年第11回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 現地研修会に続きまして、第11回農業委員会総会におきまして、お忙しいなか、出席下さいましてありがとうございます。今年も早いもので残り一か月となりましたが、農家のみなさんも農作業も終了し、今は今年の収支、来年の計画を検討されている方が多いのではないかと思います。またJAの話では、今年の農産物の取り扱い計画対比に対しまして、2億程マイナスになるのではないかと話をされていました。この要因といたしましては、玉ねぎ・芋の不作ということで、生産者にとっては非常に厳しい年となりそうです。玉ねぎ等の価格の浮上を願って、少しでも助けになるように願いたいと思います。また、コロナも落ち着き、忘年会等予定される方も多いと思いますが、何とか第6波が来ることなく開催されることを願いたいと思います。

それでは今日の議案、慎重審議の上取り進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、9名です。
津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。
津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名員に7番迫田委員、8番近藤委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。
会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議 長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議 長： 続きまして日程第4 報告第25号「農地所有適格法人の要件確認結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第25号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」報告いたします。今回確認したのは、(合)遊佐農場、柳瀬産商(株)、の2件です。いずれも要件を満たしている事を確認いたしました。要件については、次のページに記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議 長： 報告終わりました。報告第25号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第25号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第5 報告第26号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

事務局： 報告第26号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。今回報告の案件は、1件です。

あっせん委員 巴委員・細川委員

あっせん日 令和3年11月15日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 北見市 ●●

譲受人 豊永 ●●

農地の所在 豊永 ●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 47,773㎡

売買価格 ●●円 10a 当り ●●円です。

あっせん該当地は次頁以降に航空写真を添付しております。ご覧ください。

議 長： 報告終わりました。報告第26号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第26号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第6 報告第27号「農地法第3条3の規定による届出について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

事務局： 報告第27号「農地法第3条の3規定による届出について」報告いたします。

番号56

譲渡人 札幌市 ●●

譲受人 札幌市 ●●

土地の所在 上里●● 外合計11筆 地目 公簿・現況 記載の通り

合計面積 136, 668㎡ 利用状況 畑 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和3年3月29日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。ご確認ください。

議 長： 報告終わりました。報告第27号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第27号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 続きまして日程第7 議案第40号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 係長

議長： 事務局係長

事務局： 議案第40号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。

番号36

賃貸人 上里 ●●

賃借人 上里 ●●

土地の所在 上里●● 外合計49筆 地目 畑

合計面積 226,762.36㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 令和2年5月1日 終期 令和5年11月30日

全契約地 226,762.36㎡

合意が成立した日 令和3年11月10日

番号37

賃貸人 北見市 ●●

賃借人 豊永 ●●

土地の所在 豊永●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 47,773㎡ 種類 賃貸借 内容 普通畑

始期 平成30年11月1日 終期 令和10年11月1日

全契約地 47,773㎡ 合意が成立した日 令和3年11月15日

次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議長： 説明が終わりました。

これより、議案第40号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第40号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

賃貸借

番号57

貸主 高台 ●●

借主 高台 ●●

土地の所在 高台●● 外合計 3筆 地目 公簿 現況 畑

面積 146,991㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和3年11月30日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 設定後事業面積 730,202㎡

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地経営規模拡大、効率化のため

次頁以降に法第3条に係る調査書、該当地の写真で添付しております。ご確認ください。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第41号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。

これより議案第41号について採決します。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第9 議案第42号「現況証明願について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第42号「現況証明願について」説明いたします。

番号17

申請者 美幌町 ●●

申請地 達美29番16 公簿地目 畑 現況地目 農地、採草放牧地以外
面積 391㎡ 利用状況 宅地 所有者 美幌町 ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

番号18

申請者 沼沢 ●●

申請地 沼沢●● 外合計6筆 公簿地目 記載の通り

現況地目 農地 合計面積 11,854.25㎡ 利用状況 畑

所有者 沼沢 ●●

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

次頁以降に転用申請に係る審査表と、該当地の航空写真を添付しております。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第42号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を集結します。

これより議案第42号について採決します。

本件は原案のとおり決すことに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして日程第10 議案第43号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 係長

議 長： 事務局係長

事務局： 議案第43号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号35

移転をする者 北見市 ●●

移転を受ける者 豊永 ●●

所有権移転する土地 所在 豊永 ●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 47,773㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑

移転時期 令和3年11月30日

対価 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 売買 となっております。

賃貸借

番号36

設定をする者 江別市 ●●

設定を受ける者 活汲 ●●

利用権を設定する土地 所在 活汲 ●● 外合計21筆 地目 畑

合計面積 108,734㎡の内、98,000㎡ 種類 賃借権

内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号37

設定をする者 江別市 ●●

設定を受ける者 活汲 ●●

利用権を設定する土地 所在 活汲 ●● 外合計5筆 地目 畑
合計面積 32,800㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号38

設定をする者 活汲 ●●
設定を受ける者 活汲 ●●
利用権を設定する土地 所在 活汲 ●● 外合計2筆 地目 畑
合計面積 3,000㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号39

設定をする者 夕張市 ●●
設定を受ける者 最上 ●●
利用権を設定する土地 所在 達美159番1 1筆 地目 畑
合計面積 42,212㎡の内、32,000㎡
種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号40

設定をする者 帯広市 ●●
設定を受ける者 最上 ●●
利用権を設定する土地 所在 達美●● 外合計2筆 地目 畑
合計面積 37,546㎡の内、32,200㎡
種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号41

設定をする者 共和 ●●
設定を受ける者 共和 ●●

利用権を設定する土地 所在 美都●● 外合計3筆 地目 畑
合計面積 50,000㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号42

設定をする者 豊永 ●●
設定を受ける者 布川 ●●
利用権を設定する土地 所在 布川●● 外合計4筆 地目 畑
合計面積 19,756㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号43

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 美都 ●●
利用権を設定する土地 所在 ●● 外合計2筆 地目 畑
合計面積 24,854㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号44

設定をする者 豊永 ●●
設定を受ける者 美都 ●●
利用権を設定する土地 所在 ●● 1筆 地目 畑
合計面積 11,134㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号45

設定をする者 相生 ●●
設定を受ける者 布川 ●●
利用権を設定する土地 所在 相生●● 外合計2筆 地目 畑
合計面積 27,343㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号46

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 布川 ●●
利用権を設定する土地 所在 相生●● 1筆 地目 畑
合計面積 16,904㎡の内、7,000㎡
種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号47

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 布川 ●●
利用権を設定する土地 所在 相生●● 外合計4筆 地目 畑
合計面積 51,980㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和10年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号48

設定をする者 北見市 ●●
設定を受ける者 共和 ●●
利用権を設定する土地 所在 共和●● 1筆 地目 畑
合計面積 13,652㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号49

設定をする者 最上 ●●
設定を受ける者 高台 ●●
利用権を設定する土地 所在 最上●● 外合計4筆 地目 畑
合計面積 78,089㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号50

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 相生 ●●
利用権を設定する土地 所在 二又●● 外合計8筆 地目 畑
合計面積 66,511㎡の内、65,305㎡
設定種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号51

設定をする者 札幌市 ●●
設定を受ける者 相生 ●●
利用権を設定する土地 所在 二又●● 1筆 地目 畑
合計面積 695㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号52

設定をする者 宮城県 ●●
設定を受ける者 豊永 ●●
利用権を設定する土地 所在 美都●● 外合計4筆 地目 畑
合計面積 65,275㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号53

設定をする者 高台 ●●
設定を受ける者 高台 ●●
利用権を設定する土地 所在 高台●● 外合計6筆 地目 畑
合計面積 59,305㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑
始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日
借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号54

設定をする者 美幌町 ●●

設定を受ける者 共和 ●●

利用権を設定する土地 所在 共和●● 外合計3筆 地目 畑

合計面積 40,850㎡の内、34,000㎡

種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和8年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号55

設定をする者 共和 ●●

設定を受ける者 活汲 ●●

利用権を設定する土地 所在 共和●● 外合計2筆 地目 畑

合計面積 38,746㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和13年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号56

設定をする者 高台 ●●

設定を受ける者 高台 ●●

利用権を設定する土地 所在 高台●● 外合計5筆 地目 畑

合計面積 76,935㎡ 種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和6年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号57

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 岩富 ●●

利用権を設定する土地 所在 岩富81番1 1筆 地目 畑

合計面積 50,086㎡ 設定種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和4年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号58

設定をする者 札幌市 ●●

設定を受ける者 上里 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里●● 外合計11筆 地目 畑

合計面積 88,168㎡ 設定種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年11月30日 終期 令和8年9月29日

借賃 ●●円 10a当り ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号59

設定をする者 上里 ●●

設定を受ける者 上里 ●●

利用権を設定する土地 所在 上里●● 外合計36筆 地目 畑

合計面積 114,697㎡ 設定種類 賃借権 内容 普通畑

始期 令和3年12月1日 終期 令和4年11月30日

借賃 ●●円 10a当り ●●円です。

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。

以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第43号より35番から36番を先議いたします。

議案第43号の内35番から36番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第43号の内35番から36番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第43号の内35番から36番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第43号の内37番について、先議いたします。

本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は

議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

【●●委員退席】

議長代理： これより議案第43号の内37番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長代理： 質疑終了します。

これより議案第43号の内37番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長代理： 異議ないものと認め、議案第43号の内37番については原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員自席へ】

議長： 次に議案第43号の内38番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第43号の内38番について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第43号の内38番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： 次に、議案第43号の内39番から40番について、質疑を行います。
本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議長である私は議事参与の制限のため、退席しますので、代わって巴職務代理者に議事進行をお願いします。

【●●退席】

【巴職代議長席へ】

職務代理： 議案第43号の内39番から40番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

職務代理： 質疑終了します。

これより議案第43号の内39番から40番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

職務代理： 異議ないものと認め、議案第43号の内39番から40番については原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で私の議長としての職務を終了し、以後の進行は田原会長にお願いいたします。

【巴職代自席へ】

【●●着席】

議長： 次に、議案第43号の内41番から59番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終了します。

これより議案第43号の内41番から59番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第43号の内41番から59番については原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 14時 25分)

